

JREU TOKYO 業務部速報



2026.04.21 No.043

発行：JR東労組東京地本 業務部

東地申
第13号

「京葉乗務ユニット近隣施設の夜間工事に伴う ホテル宿泊」に関する申し入れ団体交渉を行う！！その③

■ 主な議論

● ホテル点呼について

組 合	会 社
<ul style="list-style-type: none"> ● ホテルでの点呼となれば移動時間は労働時間になるのか。 ● ホテルでの点呼に変更をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● その通りである。 ● 京葉乗務ユニットは点呼を行う箇所としては、問題なく機能しているため、点呼箇所は変更しない。また、ホテル側から、アル検機器の管理ができないこと、場所の提供ができないことを理由に断られた。
<ul style="list-style-type: none"> ● 回答に「現時点では」との記載がある。どういう意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、点呼を支障する事態が発生した場合には点呼箇所を変更することも可能性としてあり得る。
<ul style="list-style-type: none"> ● ホテル泊となってから起床遅延などは発生しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2度発生しているが、京葉乗務ユニット社員ではない。2件とも点呼時間の勘違いが原因である。

● その他

組 合	会 社
<ul style="list-style-type: none"> ● 前泊や居流しにおける宿泊簿の記入や通行証の受け取りが職場のルールとして必須とされてきた。業務指示にあたる。労働時間として追給をすべきである。 ● 睡眠は列車の安全な運行や社員の健康にとって不可欠である。乗務員の不利益とならない範囲において睡眠時間の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本社にも確認を取り、労働時間にあたらないと判断した。追給は行わない。一分でも睡眠時間を確保できるように取り扱いを変更した。最初から気付けなかったのかという指摘は受け止める。 ● 認識は一致する。引き続き睡眠時間の確保に努めていく。 <p style="text-align: center;">確認！！</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 休日103行路から平日102行路への居流しや一部行路の前泊等を、断られる事態が発生している。ホテル泊以前は職場の寝室に空きがあれば当直が柔軟に対応してくれており、職場の慣行として成立していた。なぜいきなり認めなくなったのか。職場のルールが勝手に変わったのか ● ホテル泊が終了した後も、そのルールを継続し、これまでできた居流しや前泊を断ることは、職場慣行の一方的な破壊であり、働きにくくするものだ。許すことはできない。一部のルールが変わる場合も、ホテル泊終了後は以前の取り扱いに戻すことを前提とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● そのような話は聞いている。箇所に確認する。仮にルールが変更されているのであれば、社員には周知するべきである。また居流しや前泊を断る理由についても社員には説明するべきと考える。 ● これまでできた前泊や居流しができなくなることがないように、一部ルールの変更があったとしても、ホテル泊終了後には、以前の取り扱いに戻すことが前提である。 <p style="text-align: center;">確認！！</p>

議事録確認(労働協約と同等)を持ち、会社に対して正面から議論ができるのが労働組合であり JR 東労組です。各地の仲間とともに、安心して働ける職場をつくりだすために、JR 東労組に再結集しよう！！